

特別避難階段の付室に設ける外気に向かつて開けることのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件等の一部改正案に係る意見募集について

平成 21 年 3 月 5 日
国 土 交 通 省

1. 趣旨

この度、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第 123 条第 3 項第 1 号の規定に基づく特別避難階段の付室に設ける外気に向かつて開けることのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件（昭和四十四年五月一日建設省告示第千七百二十八号）及び令第 129 条 13 の 3 第 3 項第 2 号の規定に基づく非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける外気に向かつて開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件（昭和四十五年十二月二十八日建設省告示第千八百三十三号）の一部を改正する告示案を作成致しました。

つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を下記のとおり募集致します。

2. 意見募集の対象

今回意見募集の対象となる案は、別紙のとおりです。

3. 意見の募集方法

意見募集要領（別紙）のとおり実施します。

募集期間は、平成 21 年 3 月 5 日（木）～平成 21 年 4 月 3 日（水）までです。

特別避難階段の付室に設ける外気に向かつて開けることのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件等の一部改正案に係る意見募集要領

■意見募集対象

- ・特別避難階段の付室に設ける外気に向かつて開けることのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件（昭和四十四年五月一日建設省告示第千七百二十八号）の一部を改正する告示案
- ・非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける外気に向かつて開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件（昭和四十五年十二月二十八日建設省告示第千八百三十三号）の一部を改正する告示案

■資料入手方法

- (1) ホームページでの掲載
- (2) 窓口での配布

国土交通省住宅局建築指導課（東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館 2 階）

■意見募集期間

平成 21 年 3 月 5 日（木）～平成 21 年 4 月 3 日（水）

■意見送付方法

別紙の意見提出用紙に記入の上、以下のいずれかの方法で国土交通省住宅局建築指導課までご意見を日本語にて送付して下さい。（なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。）

(1) F A X の場合 F A X 番号 : 03-5253-1630

(2) 郵送の場合 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省住宅局建築指導課 パブリックコメント担当(防火係)宛
（「特別避難階段の付室に設ける外気に向かつて開けることのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件等の一部改正案に対する意見」と明記して下さい。）

(3) 電子メールの場合 メールアドレス : kenshi@mlit.go.jp

（電子メールの題名を「(防火係) 特別避難階段の付室に設ける外気に向かつて開けることのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件等の一部改正案に対する意見」として下さい。）

■注意事項

皆様から頂きましたご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承願います。いただいたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。

(意見提出用紙)

国土交通省住宅局建築指導課 パブリックコメント担当（防火係） 宛

特別避難階段の付室に設ける外気に向かつて開けることのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件等の一部改正案に係る意見

氏名	(フリガナ)
住所	
所属	(会社名) (部署名)
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	(対象部分：)